

理 由 書

本理由書は、桶川都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I 桶川都市計画区域の位置等

桶川都市計画区域は、都心から約40km圏、本県のほぼ中央部に位置しています。また、桶川都市計画区域に含まれる土地の区域は、桶川市の行政区域の全域です。

II 変更の理由

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に定める区域区分の方針に即して、区域区分の規模を定めます。

III 規模

都市計画区域面積	約 2, 5 2 6 h a
市街化区域面積	約 8 1 9 h a
市街化調整区域面積	約 1, 7 0 7 h a

IV 関連する都市計画

桶川都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）